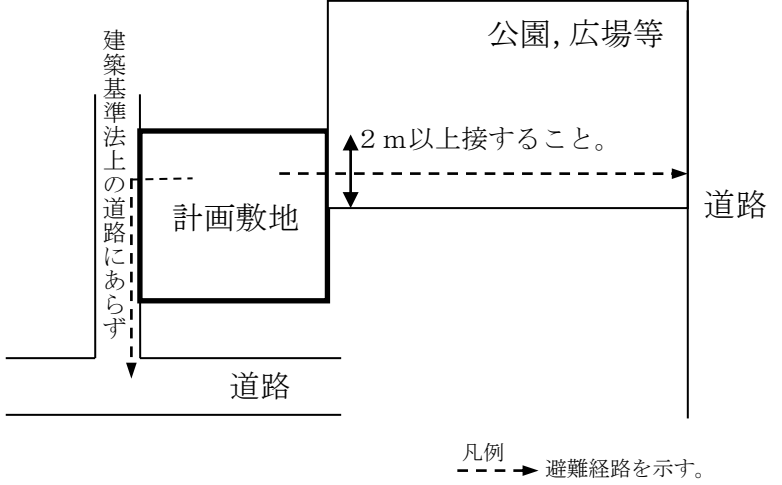
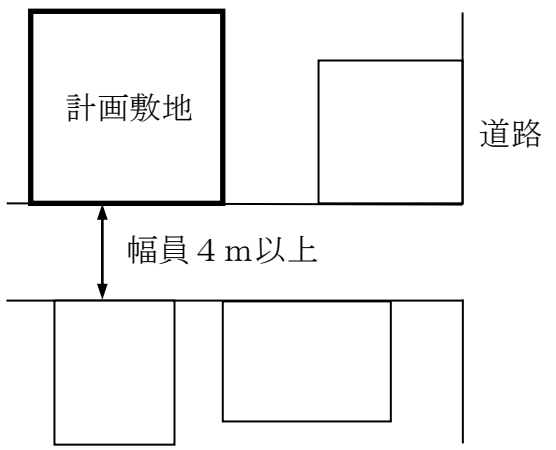


建築基準法第43条第2項 許可・認定取り扱い参考例

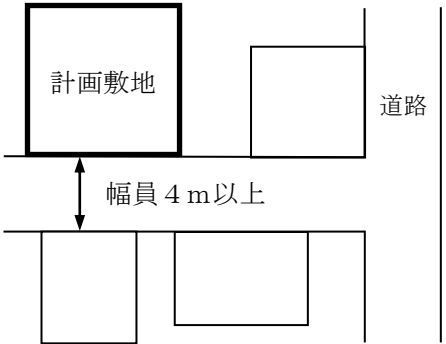
許可基準1.(1)

法施行規則第10条の3第4項第1号	その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地进行有すること。		
対象イメージ	<p>「広い空地」とは安定的・日常的に利用可能な状況にある空地进行いう。</p>  <p style="text-align: right;">凡例 ---> 避難経路を示す。</p>		
基準項目	敷地と道の接続条件		<ul style="list-style-type: none"> ・道及び公園、広場等に2m以上接し道路までの避難通行上支障のないこと。 ・原則として施設管理者との協議が整っていること。
	敷地	敷地面積	$0 \leq x \leq 1$
		避難通路	計画敷地から道路へ2方向の避難経路を確保。
	建築物	用途	$0 \leq x \leq 1$
		構造・階数	$0 \leq x \leq 1$
建ぺい率 容積率		法定建ぺい率 法定容積率	

許可基準 2. (1)

<p>法施行規則第10条の3第4項第2号</p>	<p>その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る。）に2m以上接する建築物であること。</p>		
<p>対象イメージ</p>	<p>法第42条第1項各号に該当しないが、幅員4m以上あり道路としての機能を有する道で、通行について支障のないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道整備事業による道 ・土地改良による道 ・公社等による造成地内の道 <p>道の管理者から通行について了解を得られている場合。</p>  <p>The diagram illustrates a '計画敷地' (planned plot) as a rectangle on the left. To its right is a '道路' (road), represented by two vertical lines. A double-headed vertical arrow between the bottom edge of the plot and the top edge of the road is labeled '幅員4m以上' (width of 4m or more). Below the road, there are two smaller rectangles representing buildings, one of which is partially overlapping the road's boundary.</p>		
<p>基準項目</p>	<p>敷地と道の接続条件</p>	<p>道に2m以上接すること。 ただし建築基準法施行条例に規定する用途及び規模の建築物の敷地にあっては接する長さについてはその規定による。</p>	
	<p>敷地</p>	<p>敷地面積</p>	
		<p>避難通路</p>	
	<p>建築物</p>	<p>用途</p>	<p>通路幅員、接道長さにより建築基準法施行条例の制限を受ける。</p>
		<p>構造・階数</p>	
<p>法規制適用</p>		<p>道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして、以下の規定を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限） ・法第56条（建築物の各部分の高さ） ・法第58条（高度地区） ・建築基準法施行令第20条（採光の有効算定） ・建築基準法施行条例 	

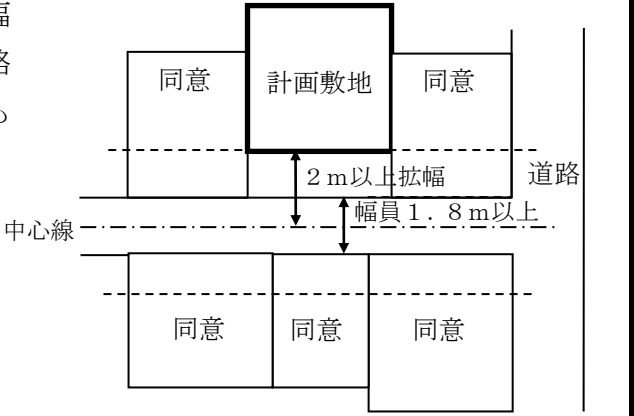
許可基準3. (1). 1), 2)

<p>法施行規則第10条の3第4項第3号</p>	<p>その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</p>	
<p>対象イメージ</p>	<p>1) 通路部分が幅員4m以上の公共用地（河川管理用通路、市町村所有地等）で管理者と通行について協議されており、特段の異議がなく、通行上支障のないもの。</p> <p>2) 通路部分が幅員4m以上の私有地で許可基準のイトロに合致するもの。</p> <p>※ イトロに規定する将来的に確保されることが確実と判断される例として、次に掲げるものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別途定める協定書により関係者（原則として道の土地所有者、隣接土地所有者、建築物の所有者をいう）の間で締結されたもの。 ・法改正前にすでに協定が締結された区域内のもの。 	
<p>基準項目</p>	<p>敷地と道路の接続条件</p> <p>通路に2m以上接すること。 ただし建築基準法施行条例に規定する用途及び規模の建築物の敷地にあつては通路の幅員についてはその規定による。</p>	
	<p>敷地</p>	<p>敷地面積</p> <p>避難通路</p>
	<p>用途</p>	<p>通路幅員、接続長さにより建築基準法施行条例の制限を受ける。</p>
	<p>構造・階数</p>	<p></p>
	<p>建築物</p>	<p>法規制適用</p> <p>道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして、以下の規定を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限） ・法第56条（建築物の各部分の高さ） ・法第58条（高度地区） ・建築基準法施行令第20条（採光の有効算定） ・建築基準法施行条例
<p>別途協定書が定められている場合は、協定書の条件によることを原則とする。</p>		

許可基準3.(2).1)

<p>法施行規則第10条の3第4項第3号</p>	<p>その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路で、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</p>	
<p>対象イメージ</p>	<p>1) 幅員4m未満1.8m以上の2項道路に該当しない市道及びそれに準ずる通路(認定外公道等)で、市が道路事業等により将来的に整備して行く方針のあるもの。</p>	
<p>基準項目</p>	<p>敷地と通路の接続条件 通路等に2m以上接すること。 通路等の中心線から2m以上セットバック。</p>	
	<p>敷地</p>	<p>敷地面積</p>
	<p>敷地</p>	<p>避難通路</p>
	<p>建築物</p>	<p>用途</p>
	<p>建築物</p>	<p>構造・階数</p>
<p>法規制適用</p>	<p>道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして、以下の規定を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第52条第2項(前面道路幅員による容積率制限) ・法第56条(建築物の各部分の高さ) ・法第58条(高度地区) ・建築基準法施行令第20条(採光の有効算定) ・建築基準法施行条例 	
<p>道路事業等とは、公園整備事業・交通安全対策事業等を含む。</p>		

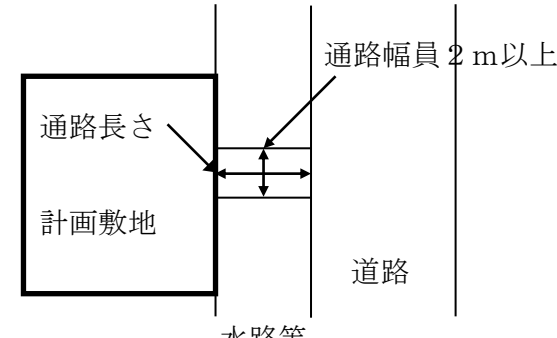
許可基準3.(2).2)

<p>法施行規則第10条の3第4項第3号</p>	<p>その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路で、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</p>																						
<p>対象イメージ</p>	<p>2) 現に建築物が立ち並んでいる幅員が4m未満1.8m以上の通路で許可基準のイトロに合致するもの。</p> <p>※ イトロに規定する将来的に4mに拡幅されることが確実と判断される例として、次に掲げるものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別途定める協定書により関係者（原則として通路の土地所有者、隣接土地所有者権者、建築物の所有者をいう）の間で締結されたもの。 ・法改正前に協定が締結された区域内のもの。 																						
<p>基準項目</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 1108 518 1232">敷地と通路の接続条件</td> <td data-bbox="518 1108 710 1232">敷地面積</td> <td data-bbox="710 1108 1457 1232">通路等に2m以上接すること。 通路等の中心線から2m以上セットバック。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1232 518 1377">敷地</td> <td data-bbox="518 1232 710 1310">敷地面積</td> <td data-bbox="710 1232 1457 1310"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1310 518 1377"></td> <td data-bbox="518 1310 710 1377">避難通路</td> <td data-bbox="710 1310 1457 1377"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1377 518 1512">用途</td> <td data-bbox="518 1377 710 1512">用途</td> <td data-bbox="710 1377 1457 1512">原則として専用住宅、併用住宅（自己用）とし協定による場合はその条件による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1512 518 1590">構造・階数</td> <td data-bbox="518 1512 710 1590">構造・階数</td> <td data-bbox="710 1512 1457 1590"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1590 518 1926">建築物</td> <td data-bbox="518 1590 710 1926">法規制適用</td> <td data-bbox="710 1590 1457 1926">道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして、以下の規定を適用する。 ・法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限） ・法第56条（建築物の各部分の高さ） ・法第58条（高度地区） ・建築基準法施行令第20条（採光の有効算定） ・建築基準法施行条例</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="343 1926 1457 1995">別途協定書が定められている場合は、協定書の条件によることを原則とする。</td> </tr> </table>	敷地と通路の接続条件	敷地面積	通路等に2m以上接すること。 通路等の中心線から2m以上セットバック。	敷地	敷地面積			避難通路		用途	用途	原則として専用住宅、併用住宅（自己用）とし協定による場合はその条件による。	構造・階数	構造・階数		建築物	法規制適用	道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして、以下の規定を適用する。 ・法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限） ・法第56条（建築物の各部分の高さ） ・法第58条（高度地区） ・建築基準法施行令第20条（採光の有効算定） ・建築基準法施行条例	別途協定書が定められている場合は、協定書の条件によることを原則とする。			
敷地と通路の接続条件	敷地面積	通路等に2m以上接すること。 通路等の中心線から2m以上セットバック。																					
敷地	敷地面積																						
	避難通路																						
用途	用途	原則として専用住宅、併用住宅（自己用）とし協定による場合はその条件による。																					
構造・階数	構造・階数																						
建築物	法規制適用	道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして、以下の規定を適用する。 ・法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限） ・法第56条（建築物の各部分の高さ） ・法第58条（高度地区） ・建築基準法施行令第20条（採光の有効算定） ・建築基準法施行条例																					
別途協定書が定められている場合は、協定書の条件によることを原則とする。																							

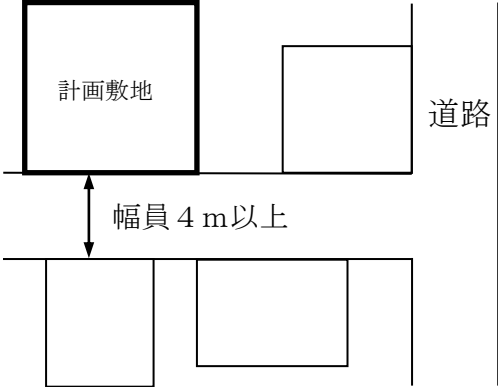
許可基準3.(3)

<p>法施行規則第10条の3第4項第3号</p>	<p>その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路で、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</p>	
<p>対象イメージ</p>	<p>建築物の立ち並びのない幅員4m未満1.8m以上の2項道路に該当しない市道で、市が道路事業等により将来的に幅員を4mに拡幅整備して行く方針のあるもの。</p>	
<p>基準項目</p>	<p>敷地と通路の接続条件 通路に2m以上接すること。 通路等の中心線から2m以上セットバック。</p>	
	<p>敷地</p>	<p>敷地面積</p>
		<p>避難通路</p>
	<p>建築物</p>	<p>用途 原則として専用住宅、併用住宅（自己用）</p>
		<p>構造・階数</p>
<p>法規制適用 道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして、以下の規定を適用する。 ・法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限） ・法第56条（建築物の各部分の高さ） ・法第58条（高度地区） ・建築基準法施行令第20条（採光の有効算定） ・建築基準法施行条例</p>		

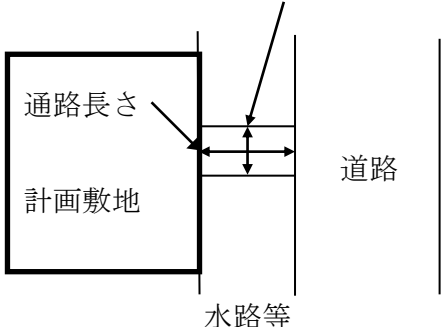
許可基準3.(4)

<p>法施行規則第10条の3第4項第3号</p>	<p>その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路で、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</p>		
<p>対象イメージ</p>	<p>道路と敷地との間に川、運河その他これらに類する水面又は公共空地が存在する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川、運河 ・道路の拡幅用地（買収済み） ・里道（赤道）等 <p>構造、形態的に通行上支障が無いもの。</p> 		
<p>基準項目</p>	<p>敷地と道路の接続条件</p>	<p>原則として通路幅員2m以上道路に接するよう管理者の承諾（占有許可等）。 ただし建築基準法施行条例に規定する用途及び規模の建築物の敷地にあつては通路の幅員及び長さについてはその規定による。</p>	
	<p>敷地</p>	<p>敷地面積</p>	
		<p>避難通路</p>	
	<p>建築物</p>	<p>用途</p>	<p>通路幅員、長さにより建築基準法施行条例の制限を受ける。認定の場合は、一戸建ての住宅に限る。</p>
		<p>構造・階数</p>	
		<p>建ぺい率 容積率</p>	<p>法定建ぺい率 法定容積率</p>
<p>法規制適用</p>	<p>道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして、以下の規定を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限） ・法第56条（建築物の各部分の高さ） ・法第58条（高度地区） ・建築基準法施行令第20条（採光の有効算定） ・建築基準法施行条例 		

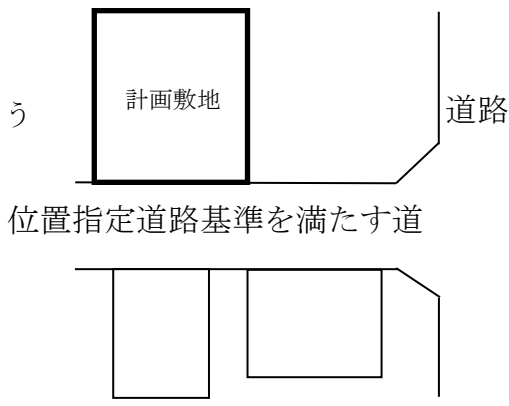
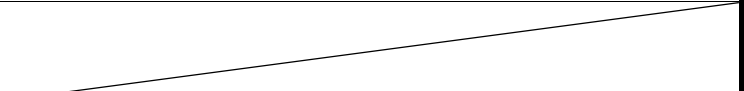
認定基準1.(1).1), 2)

<p>法施行規則第10条の3第1項第1号</p>	<p>その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道に2m以上接する建築物であること。</p>		
<p>対象イメージ</p>	<p>法第42条第1項各号に該当しないが、幅員4m以上あり道路としての機能を有する道で、当該道の所有者又は管理者とその道の通行について了解又は整備等について協議が整っているものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道整備事業による道 ・土地改良による道 ・公社等による造成地内の道 ・現に通行の用に供されている河川管理用通路 ・現に通行の用に供されている国・県・市の所有する公共用通路 		
<p>基準項目</p>	<p>敷地と道の接続条件</p>	<p>道に2m以上接すること。 ただし建築基準法施行条例に規定する用途及び規模の建築物の敷地にあつては接する長さについてはその規定による。</p>	
	<p>敷地</p>	<p>敷地面積</p>	
		<p>避難通路</p>	
	<p>建築物</p>	<p>用途</p>	<p>通路幅員、接道長さにより建築基準法施行条例の制限を受ける。一戸建ての住宅に限る。</p>
		<p>構造・階数</p>	<p>延床面積200㎡以内とする。</p>
<p>法規制適用</p>		<p>道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして、以下の規定を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限） ・法第56条（建築物の各部分の高さ） ・法第58条（高度地区） ・建築基準法施行令第20条（採光の有効算定） ・建築基準法施行条例 	

認定基準1.(1).3)

<p>法施行規則第10条の3第1項第1号</p>	<p>その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道に2m以上接する建築物であること。</p>																			
<p>対象イメージ</p>	<p>道路と敷地との間に川、運河その他これらに類する水面又は公共空地が存在する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川、運河 ・道路の拡幅用地（買収済み） ・里道（赤道）等 <p>構造、形態的に通行上支障が無いもの。</p> 																			
<p>基準項目</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 819 518 1064">敷地と道路の接続条件</td> <td colspan="2" data-bbox="518 819 1445 1064"> <p>原則として通路幅員2m以上道路に接するよう管理者の承諾（占用許可等）。 ただし建築基準法施行条例に規定する用途及び規模の建築物の敷地にあつては通路の幅員及び長さについてはその規定による。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1064 518 1198" rowspan="2">敷地</td> <td data-bbox="518 1064 710 1131">敷地面積</td> <td data-bbox="710 1064 1445 1131"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1131 710 1198">避難通路</td> <td data-bbox="710 1131 1445 1198"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1198 518 1444" rowspan="2">建築物</td> <td data-bbox="518 1198 710 1321">用途</td> <td data-bbox="710 1198 1445 1321"> <p>通路幅員、接道長さにより建築基準法施行条例の制限を受ける。一戸建ての住宅に限る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1321 710 1444">構造・階数</td> <td data-bbox="710 1321 1445 1444"> <p>延床面積200㎡以内とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1444 518 1545" rowspan="2">建築物</td> <td data-bbox="518 1444 710 1545">建ぺい率 容積率</td> <td data-bbox="710 1444 1445 1545"> <p>法定建ぺい率 法定容積率</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1545 710 1881">法規制適用</td> <td data-bbox="710 1545 1445 1881"> <p>道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして、以下の規定を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限） ・法第56条（建築物の各部分の高さ） ・法第58条（高度地区） ・建築基準法施行令第20条（採光の有効算定） ・建築基準法施行条例 </td> </tr> </table>		敷地と道路の接続条件	<p>原則として通路幅員2m以上道路に接するよう管理者の承諾（占用許可等）。 ただし建築基準法施行条例に規定する用途及び規模の建築物の敷地にあつては通路の幅員及び長さについてはその規定による。</p>		敷地	敷地面積		避難通路		建築物	用途	<p>通路幅員、接道長さにより建築基準法施行条例の制限を受ける。一戸建ての住宅に限る。</p>	構造・階数	<p>延床面積200㎡以内とする。</p>	建築物	建ぺい率 容積率	<p>法定建ぺい率 法定容積率</p>	法規制適用	<p>道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして、以下の規定を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限） ・法第56条（建築物の各部分の高さ） ・法第58条（高度地区） ・建築基準法施行令第20条（採光の有効算定） ・建築基準法施行条例
敷地と道路の接続条件	<p>原則として通路幅員2m以上道路に接するよう管理者の承諾（占用許可等）。 ただし建築基準法施行条例に規定する用途及び規模の建築物の敷地にあつては通路の幅員及び長さについてはその規定による。</p>																			
敷地	敷地面積																			
	避難通路																			
建築物	用途	<p>通路幅員、接道長さにより建築基準法施行条例の制限を受ける。一戸建ての住宅に限る。</p>																		
	構造・階数	<p>延床面積200㎡以内とする。</p>																		
建築物	建ぺい率 容積率	<p>法定建ぺい率 法定容積率</p>																		
	法規制適用	<p>道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして、以下の規定を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限） ・法第56条（建築物の各部分の高さ） ・法第58条（高度地区） ・建築基準法施行令第20条（採光の有効算定） ・建築基準法施行条例 																		

認定基準1.(2)

<p>法施行規則第10条の3第1項第2号</p>	<p>「令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。」に該当する場合</p>		
<p>対象イメージ</p>	<p>令第144条の4第1項各号（位置指定道路）に掲げる基準に適合する道 ※申請時に下記の通行承諾書を添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の土地所有者 ・土地の権利者 ・位置指定道路の基準に適合するよう管理する者 		
<p>基準項目</p>	<p>敷地と道の接続条件</p>	<p>道に2 m以上接すること。</p>	
	<p>敷地</p>	<p>敷地面積</p>	
		<p>避難通路</p>	
	<p>建築物</p>	<p>用途</p>	<p>通路幅員，接道長さにより建築基準法施行条例の制限を受ける。一戸建ての住宅に限る。</p>
		<p>用途</p>	<p>認定の場合は，一戸建ての住宅に限る。</p>
<p>構造・階数</p>		<p>認定の場合は，延床面積200㎡以内とする。</p>	
<p>法規制適用</p>	<p>道を建築基準法第42条に規定する道路とみなして，以下の規定を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限） ・法第56条（建築物の各部分の高さ） ・法第58条（高度地区） ・建築基準法施行令第20条（採光の有効算定） ・建築基準法施行条例 		